

徳島県告示第二百四十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県南部総合県民局阿南庁舎において、令和五年五月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和五年五月二十五日

徳島県知事 後藤田 正 純

道路の種類 県道

整理番号	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
2 2	阿南勝浦	阿南市下大野町渡り上り 六八三番一地先から 同 六四三番一地先まで	新	一六・七〇・四	一八四・三
		阿南市下大野町渡り上り 八番一九三から 同 五反畑一 三番一まで	旧	一八・二丁八〇・五	六二一・〇
		阿南市下大野町渡り上り 六八三番一地先から 同 六四三番一地先まで	新	一六・七〇・六	二二九・六
		阿南市下大野町渡り上り 八番一九三から 同 五反畑一 三番一まで	旧	一八・二丁八〇・五	六二一・〇